# 令和7年度

大高中学校いじめ防止基本方針

#### 1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校は、上記のことを踏まえ、以下の点を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがあってはならない。そのためにいじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教育委員会・学校・家庭・地域・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服するという強い決意で行われなければならない。

学校は、いじめを受けた生徒を徹底して守り通す責務を有し、いじめを助長することはもとより、いじめを認識しながら、これを隠蔽し、放置するようなことが決してあってはならない。

#### 2 校内体制

- ・ 学校は、いじめ防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境 づくりのためにいじめが発生した場合の対応やいじめ防止のための指導計 画を示し、「ともに支え合う学校づくり」を行う。
- ・ 校長をいじめ防止対応の責任者とし、「いじめ等対策委員会」を中心として教職員間の緊密な情報交換や共通理解の徹底を図り、一致協力して対応する体制で臨む。
- ・ 「いじめ等対策委員会」は、月1回や緊急な場合など必要に応じて開催するとともに、開催したときは議事録を作成する。その際、会は他の会と重ならないよう単独で開催する。
- ・ いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教職員が抱え込むことなく、 多様な専門性を持った職員が多面的に関わるなど、学校全体で組織的に対応 する。
- 機動的で柔軟な対応ができるように、情報の「集約担当」を設ける。
- いじめを発見、訴えを聞いた場合は、即日に集約担当に報告し一両日中に「いじめ等対策委員会」を開催するなど、関係事案を迅速・正確に報告する。
- いじめを発見、訴えを聞いた場合は、即日に集約担当に報告し一両日に「いじめ等対策委員会」を開催するなど、関係事案を迅速・正確に報告する。
- ・ 「いじめ等対策委員会」の構成員
  - 校長・教頭・主幹教諭・教務主任・学年主任・生徒指導主事・教育相談担当・養護教諭
  - ・当該生徒の担任、部活動顧問・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー
  - ・なごや子ども応援委員会コーディネーターなど

#### 3 積極的認知に向けた教職員一人一人の心構え

- ・ 教職員一人一人が多様な背景をもつ生徒の理解と配慮も含めた人権意識をもつ。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・ いじめの認知の判断基準については、加害行為の「継続性」「集団性」「一 方的な力関係の有無」「深刻度」などの要素によりいじめの定義を限定して 解釈することがないようにする。
- 生徒と触れ合う時間をできる限り多く取る。
- ・ 生徒の話に耳を傾け、親身になって対応し、生徒が何でも相談できる信頼 関係を築く。
- ・ いじめ防止対策推進法第2条のいじめの定義に従って、積極的に認知する。
- いじめを見過ごしたり、気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりしない。認知したいじめは、必ずいじめ等対策委員会に報告をする。
- ・ いじめ(特に、暴力を伴わないいじめ)は、大人が気付きにくく判断しに くい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、早い 段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、 いじめを積極的に認知し、指導につなげる。
- ・ 暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止め るなどの指導を最優先させる。
- ・ いじめの解消は、国の基本方針にのっとり、少なくとも、いじめが止んでいる状態が3か月以上継続し、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないと認められる場合において初めて判断する。
- 部活動は、スポーツ庁・文化庁のガイドライン等も踏まえて実施する。

#### 4 未然防止の取組

- 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高まるよう努める。
- ・ 生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事 に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・ 集団の一員としての自覚や自信を育むとともに、互いの違いを認め合うことにより多様性を認める。多様性の中で相互に補い合っていく中で、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- 上記の内容について、学校及び生徒の実態を踏まえ、なごや子ども応援委員会と協働して企画・計画・実践を進める。

#### (1) 授業づくり

- 生徒が、自らの可能性を最大限に伸ばし、人生をたくましく生きていくことができるよう、生徒主体の授業づくりに取り組む。
- ・ 生徒一人一人の興味・関心や能力、進度に応じた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実による授業を推進する。

#### (2) キャリア教育の充実

自己理解・他者理解を通して、将来どのような生き方をし、どのよう に社会に貢献し、どのような生きがいを得るのかを考えるキャリア教育 の取組を進める。

#### (3) 道徳教育・人権教育

・ 道徳教育の実践を通して、豊かな心の育成を図る。特に、「一人一人 を大切にする」「相手の立場になって考える」「自分がされたくないこ とは相手にもしない」等、他を思いやる心、自他の生命を大切にする心を育むとともに、「死ね」「うざい」「きもい」など、人権意識に欠けた言葉遣いに対する指導の徹底に努める。

活用資料:「INGハンドブック」「人権教育の手引き」「学校における人権教育をすすめるために〜実用編〜」「人権教育の 手引き〜みんなで学ぶ人権ワーク集〜実践編」など

#### (4) 集団づくり

- ・ 社会体験や交流体験の機会を計画的に配置し、他の生徒や大人との関わり合いを通して、生徒が自ら「人と関わることの喜びや大切さ」に気付き・学ぶ機会を設定する。
- ・ 一人一人の生徒が活躍できる学校生活をつくることができる場や機会 を設定し、生徒の自己有用感の育成を図る。
- ・ 単に生徒が何かを体験すればよい、生徒同士が交流を深めればよい、 といった意識ではなく、生徒の年齢や発達段階に応じた集団の一員とし ての自覚や態度、資質や能力を育むために、多様性を認め合い、「友達 のよさに目を向け、積極的に認め合う活動」「グループや学級全体で助 け合い、共通目標を達成する活動」など、道徳科の授業はもとより、学 級活動、生徒会活動等の特別活動において、生徒の創意や工夫に富んだ 主体的な活動の場や機会を設定する。
- ・ 生徒会の取組において、「なごやINGキャンペーン」、「いじめ防止教育・自殺予防教育」等の機会を生かし、生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止める、そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるよう働き掛ける。

#### 《学校全体での取組・活動》

「環境学習ウィークでの地域清掃」「あいさつ運動」「ボランティア清掃」「合唱コンクール」「学級旗制作」「マナー講座」など 《各学年での中心となる取組・活動》

【1年生】「職場見学」「学年レクリエーション」など

【2年生】「稲武野外教育活動」「職業講話」など

【3年生】「修学旅行」「幼稚園訪問」など

### (5)教育相談

・ 気軽に相談できる存在があることを知らせるために、全中学校1年生 の生徒に、スクールカウンセラーとの面談を実施する。

#### 5 早期発見の取組

学級や部活動など、学校生活すべての場において、生徒をきめ細かく見守る。いじめの早期発見のために、日常的な観察とともに、質問紙によるアンケート調査、教育相談等における面談、スクールライフノート、生活ノート(班日記等)の活用などを計画的に行い、日常の生徒の様子を把握する。また、なごや子ども応援委員会と定期的に口頭並びに書面による情報交換を行うことで早期発見に努める。

#### (1) 日常的な観察

・ 日頃から生徒との触れ合いを多くして、生徒一人一人の交友関係、行動、思考の特徴をよく理解するようにし、いじめの兆候、生徒が示すサインを見逃さないようにする。

### (2) 「ウェブ版学校生活アンケート」

・ 学級集団づくりに活用する中で、結果として表れる「学級での満足度」 「学校生活における意欲」「ソーシャルスキルの定着具合」を基に、状 況によって即時に、生徒個々へ対応する。

#### (3) 定期的なアンケート調査

・ 「アンケート」の年間4回の実施により、誰が被害者か加害者かとか

は関係なく、いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、未然防止の取組の評価・改善につなげる。

### (4) 緊急的なアンケート調査

重大事態が生じたときなど、事実関係を把握する必要がある場合は、 緊急的にアンケート調査を行う。

## (5) 教育相談

- ・ いじめの被害者は「全力で守る」という学校・教職員の姿勢・決意を示す。他の生徒のいじめについて見聞きした場合は、勇気を持って相談するよう呼び掛けるとともに、情報の発信元は絶対に明かさないと伝えておく。
- ・ 転入時においては、学級担任以外にスクールカウンセラーや養護教諭 などに個別に引き合わせるようにする。
- ・ (2) (3) でのアンケート調査の結果等を基に、全ての生徒を対象 として、学期に一回、教育相談週間を設ける。
- ・ 生徒が希望する場合は、担任以外の教職員、スクールカウンセラーへ の相談も可能とする。

### (6) 保護者・地域との連携

- ・ 保護者に対しては、日頃から生徒のよい点や気になる点など、学校の 様子について連絡するように努めるとともに、生徒について気になるこ とがあれば速やかに学校に連絡していただくよう依頼しておく。
- 地域に対しては、「いじめ・問題行動等防止対策連絡会議」の場等を 活用し、生徒について気になることがあれば速やかに学校に連絡が入る よう依頼しておく。

#### (7) 相談機関紹介カード「あったかハート」の配布

- ・ 年度当初に、全生徒に配布し、各相談機関について周知する。
- ・ 生徒手帳やかばん等に入れておくなど、いつでも見ることができるよう指導する。

#### (8) SNS相談

・ 相談する先が24時間365日あることを生徒に周知し、アクセスコードを配布する。また、学習者用タブレット端末を使って、SNS相談の体験活動をさせる。

# ◆ いじめを発見、訴えを聞いた場合の対応の流れ ◆

# 直接目撃した

(暴力行為、からかい、暴言等など)

その場で制止・指導

軽視・放置しない

# 通報・相談を受けた

(本人、他の生徒、保護者などから)

# 真摯に傾聴

軽視・後回ししない

# 即日に集約担当に報告

一両日中に「いじめ等対策委員会」などを開催し、 関係事案を迅速・正確に報告

いじめの訴えがあったらいじめと認知し、対応する

関係生徒に関する情報収集 (当該学級、部活動の話など)

情報共有

対応策の検討・協議・決定

関係生徒等への事情聴取

(加害生徒が認めない場合、証拠収集(現場目撃を含む)への協力依頼)

# いじめの有無の確認

- ◆被害・加害生徒の保護者への連絡・家庭訪問(担任・主幹教諭)
- ◆被害生徒の安全確保・心のケア(養護教諭・SC)・SP の活用
- ◆加害生徒への指導・別室指導・心のケア等の措置(学主・生指・SC)
- ◆観衆・傍観者への指導(学主・生指)
- ◆状況に応じた謝罪等の場の設定(教頭)
- ◆客観的な事実(聞き取りの内容等)を時系列で正確に記録
- ◆なごや子ども応援委員会と協働(なごや子ども応援委員会コーディネーター)

継続指導·経過観察

再発防止・未然防止の取組

# 年間を見通したいじめ防止のための指導計画

月	諸会議等		未然防止の取組		早期発見の取組		校内研修
4	職員会議 ・指導方針 ・指導計画 いじめ等対策委員会①	← 事案発生時・いじめ等対策委員会の随時開催 →	互いを認め合う学級づくり 学校生活のきまりについて SC等による全員面談(1年) 実行委員会活動(修学旅行)	↑ わかる授 業・全 員 が参 加 活 躍 できる授 業 →	あったかハート配布 SNS相談の体験活動(1年)	↑ スクールライフノート・	
5	職員会議いじめ等対策委員会②		修学旅行(3年) 実行委員会活動(稲武野外教育活動) なごや ING キャンペーンの年間を通じた取り 組み プログラム実践①		学校生活アンケート①(WEBQU①) 学校生活アンケート①の結果分析及び支援 方法の共通理解 教育相談週間① はっぴーるーむ週間① ・なごや子ども応援委員会との情報共有		研修① ・自殺予防教育
6	いじめ等対策委員会③		大高中環境デー 稲武野外教育活動(2年) 校歌コンクール(1年)		学校生活アンケート②		
7	職員会議 いじめ・問題行動等防止対 策連絡会議 ・情報共有 ・情報提供依頼 いじめ等対策委員会④		スマホ・ケータイ安全教室(1年) ☆こころの元気チェック① ★こころのパンフレットの授業 プログラム実践②		個人懇談会週間 ・保護者との情報共有 はっぴーるーむ週間② ・なごや子ども応援委員会との情報共有		
8			全校出校日		はっぴーるーむ週間③ ・なごや子ども応援委員会との情報共有		
9	職員会議 いじめ等対策委員会⑤		体育大会		はっぴーるーむ週間① ・なごや子ども応援委員会との情報共有	生活	
10	職員会議 いじめ等対策委員会⑥		合唱コンクール プログラム実践③		学校生活アンケート③(WEBQU②) 学校生活アンケート③の結果分析及び支援 方法の共通理解		研修② ・いじめの理解とその対 応
11	職員会議 いじめ等対策委員会⑦ いじめ・問題行動等防止対 策連絡会議		マナー講座(3年) なごや ING キャンペーンの取り組み プログラム実践④		学校生活アンケート④ 教育相談週間② はっぴーるーむ週間⑤ ・なごや子ども応援委員会との情報共有		研修③ ・アンケートの活用
12	いじめ等対策委員会⑧		マナー講座(2年) 幼稚園訪問(3年) 人権週間における取り組み ☆こころの元気チェック② ★こころのパンフレットの授業		個人懇談会週間 ・保護者との情報共有		
1	いじめ等対策委員会⑨		職場見学(1年) 職業講話(2年) プログラム実践⑤				
2	職員会議いじめ等対策委員会⑩		☆こころの元気チェック③ ★こころのパンフレットの授業		小中における情報交換		研修④ ・情報引き継ぎ
3	いじめ等対策委員会⑩			! ! !			